

# 奈良県多面的機能支払推進協議会事務処理規程

平成19年4月13日制定

平成31年4月1日改正

## (目的)

第1条 この規程は、奈良県多面的機能支払推進協議会（以下「推進協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

## (事務処理の原則)

第2条 推進協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

## (事務処理体制)

第3条 推進協議会の事務処理は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

### (事務の区分)

- 一 推進・指導に係る事務
- 二 活動実施状況確認に係る事務

### (事務分担組織（責任者）)

奈良県土地改良事業団体連合会事務局長  
奈良県土地改良事業団体連合会事務局長

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る奈良県多面的機能支払推進協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は、当該事務の区分に係る奈良県多面的機能支払推進協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

## (雑則)

策4条 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け農振第2255号）、奈良県多面的機能支払推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成19年4月13日から施行する。
- 2 この規程は、平成20年4月18日から施行する。
- 3 この規程は、平成21年4月15日から施行する。
- 4 この規程は、平成23年5月31日から施行する。
- 5 この規程は、平成24年8月31日から施行する。
- 6 この規程は、平成26年8月18日から施行する。
- 7 この規程は、平成28年2月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成31年4月1日から施行する。